



商工びほろ

第225号

発行所
美幌商工会議所
美幌町中町1丁目44
TEL(代)73-5251・FAX73-5253
E-mail info@bihorocci.jp

令和3年度事業計画決まる

去る3月16日、経済センターにおいて第103回通常議員総会を開催し、令和3年度事業計画(案)・収支予算(案)について審議し、満場一致で承認されました。

事業計画細目

- 1・政策提言・要望活動の強化
 - (1)地域総合経済団体として常に地域社会の事情とニーズ把握に努め、地域経済の発展及び中小企業の支援に向け積極的な政策提言・建設要望活動を展開する
 - (2)国・政党・その他関係機関に対する建設要望活動
 - (3)道議会・町・町議会との関係機関に対する建設要望活動
 - (4)日本商工会議所・北海道商工会議所連合会・東北北海道商工会議所連合会等に對する建設要望活動
- 2・小規模企業振興対策事業の実施
 - (1)小規模企業の持続的発展を推進するため、経営改善普及事業及び経営発達支援事業に努める
 - (2)伴走型支援に向けた経営発達支援事業の推進
 - (3)産業競争力強化法における創業支援事業計画認定に係る窓口の設置
 - (4)中小企業等経営強化法に基づく経営革新等支援機関としての事業推進
 - (5)経営改善普及事業に伴う窓口・巡回相談及び指導の強化
- 3・地域まちづくりの推進と中小企業の振興
 - (1)まちづくりに向けての取組み実施
 - (2)中心市街地活性化事業の推進
 - (3)空き店舗活用事業の支援
 - (4)個店の活性化に向けての推進
 - (5)「まちゼミ」への協力の取組み
 - (6)中小小売業の活性化への取組み
 - (7)町産品愛用及び物品の町内優先購入啓蒙活動の実施
 - (8)地元消費拡大事業に対する支援
- 4・地域開発及び地場産業基盤の整備拡充促進
 - (1)横断自動車道、道東縦貫道路・国道等の交通ネットワークの早期完成の推進
 - (2)女満別空港の運営に対する協議会との連携協力
 - (3)陸上自衛隊美幌駐屯部隊に対する支援並びに関連事業への協力
 - (4)地場産業の育成並びに活性化推進
 - (5)美幌町総合計画事業への協力
- 5・地域経済振興対策の強化
 - (1)新型コロナウイルス感染症拡大防止と経済活動の両立に向けた事業展開
 - (2)感染症克服に向けた事業の実施
 - (3)経済活動の再生への各種事業の実施及び支援
 - (4)オホーツク地域商工会議所包括連携協定に基づく事業の推進
 - (5)食産業の活性化
 - (6)観光産業の活性化
 - (7)雇用創出、人材の育成・確保
 - (8)地域中小・小規模企業の育成
 - (9)美幌町観光振興の活性化に向けての事業推進
 - (10)美幌町観光まちづくり協議会への事業支援
 - (11)びほろブランド認証制度の事業支援
 - (12)美幌町のPR活動実施並びにレストハウスの管理運営
- 6・美幌町内における道路等の整備推進活動の実施
 - (1)JR北海道「石北本線」の維持存続活動の支援
 - (2)びほろ夏まつり等イベントの実施
 - (3)まちなか賑わい創出を目指した複合拠点施設の調査・研究
 - (4)地域資源を活用した食産業の事業展開支援
 - (5)中小企業振興に関する各種施策・情報等の提供活動
 - (6)地域人材の確保及び育成強化
 - (7)職場体験事業への支援による地元就職の支援
 - (8)U・I・J・ターンによる人材の確保並びに定着支援の強化
 - (9)若手経済人等への支援
 - (10)起業・創業しやすい環境整備促進
 - (11)移住・定住化促進事業の推進
 - (12)地域創生を担う美幌高校に対する支援
 - (13)地域創生を担う美幌高校に対する支援
- 7・商工会議所連合会の強化
 - (1)組織並びに財政基盤の強化
 - (2)会員増強運動の展開
 - (3)自主財源の拡充
 - (4)委員会並びに部会活動の実施
- 8・官公庁及び各種団体等との懇談会の開催
 - (1)日本商工会議所・北海道商工会議所連合会・道東地区商工会議所との事業連携
 - (2)商工会議所青年部との連携並びに支援
 - (3)会員企業の福利厚生等に関する事業の推進
 - (4)永年勤続従業員表彰の実施
 - (5)各種共済制度の加入促進
 - (6)福利厚生支援サービス事業の実施
 - (7)広報活動の強化
 - (8)ホームページ・フェイスブック等の充実
 - (9)会報「商工びほろ」の内容充実

- 9・常設委員会別事業計画細目
 - (1)TMO計画事業実施への推進
 - (2)美幌町連合商店会事業の支援
 - (3)ポイントカード事業に対する支援
 - (4)地元消費拡大への啓蒙活動の推進
 - (5)公共事業の確保と地元企業に対する優先発注促進
 - (6)官公庁との懇談会及び研修会の開催
 - (7)地元関連東団体との連携協力
 - (8)環境事業等に関する調査研究
- 10・観光振興委員会
 - (1)美幌町観光振興に関する事業の推進
 - (2)美幌町観光まちづくり協議会への参画及び事業支援
 - (3)民泊事業者の推進並びに提携事業者との連携による事業化に向けたフォローアップ
 - (4)若手人材育成活動の支援
 - (5)女満別空港との町内アクセシブルの充実に向けた行政との懇談・要望の実施
 - (6)美幌町の景観を活用した新たな誘客事業の実施による
- 11・総務委員会
 - (1)各種重要事項の検討
 - (2)会員サービスの向上並びに組織強化の実施
 - (3)各種研修会等の開催
 - (4)若手人材育成活動の支援
 - (5)人材確保の支援
 - (6)商工会議所連合会に関する情報収集と事業活動情報発信
 - (7)美幌高等学校の支援策の検討

〈職員紹介〉

4月1日より左記のとおり変更となりました。



多津美里映



佐々木恒輝

伊藤 健一 (事務局長・中小企業相談所長・経営指導員)

河野 聡 (指導係長兼総務係長・経営指導員)

佐々木俊介 (補助員)

佐々木恒輝 (書記)

多津美里映 (書記)

深田 裕二 (嘱託職員)

宜しくお願ひ致します。

常設委員会別事業計画細目

1. TMO計画事業実施への推進

2. 美幌町連合商店会事業の支援

3. ポイントカード事業に対する支援

4. 地元消費拡大への啓蒙活動の推進

5. 公共事業の確保と地元企業に対する優先発注促進

6. 官公庁との懇談会及び研修会の開催

7. 地元関連東団体との連携協力

8. 環境事業等に関する調査研究

令和3年度 日本商工会議所簿記検定試験

級	1～3級	1～3級	2～3級
試験日	令和3年6月13日(日)	令和3年11月21日(日)	令和4年2月27日(日)
期申込	令和3年5月13日(木)	令和3年10月21日(木)	令和4年1月27日(木)
料	7,850円	4,720円	2,850円

令和3年4月1日より、税込価格の表示(総額表示)が必要になります!

事業者が消費者に対して行う価格表示が対象です。

店頭値札・棚札などのほか、チラシ、カタログ、広告など、どのような表示媒体でも、対象となります。

総額表示に《該当する》価格表示の例

※ 税込価格10,780円(税率10%)の商品の例

10,780円	10,780円(税込)	10,780円(うち税980円)
10,780円(税抜価格9,800円)	10,780円(税抜価格9,800円、税980円)	
9,800円(税込10,780円)		

税込価格が明瞭に表示されていれば、消費税額や税抜価格を併せて表示することも可能です。

総額表示に《該当しない》価格表示の例

9,800円(税抜)	9,800円(本体価格)	9,800円+税
------------	--------------	----------

※ 平成25年10月に施行された消費税軽減税率措置により、令和3年3月31日までは上記のような価格表示も認められていますが、令和3年4月1日以後は、総額表示が必要になります。

総額表示について詳しくお知りになりたい方は、財務省HPの「消費税の総額表示義務と転嫁対策に関する資料」ページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染予防対策を行う中小企業の皆様へ

新型コロナウイルス対策中小企業者感染予防支援事業補助金のご案内

1. 支給対象者
 - 次の(1)から(3)に該当する中小企業者(個人、法人)
 - (1)対象事業者
 - 美幌町内に独立した店舗又は事務所(接客スペースのある)を有していること
 - (2)感染予防対策
 - 新北海道スタイル「7つプラス1の習慣化」に取り組むこと
 - (3)その他
 - ①個人事業主は令和2年の収入のうち、事業に伴う収入が130万円を超えていること(新型コロナウイルスの影響で130万円を下回っている場合は令和1年度の事業収入が130万円超のこと)
 - ②現に事業活動を実施しており、引き続き事業継続すること
 - ③国、道、町、その他団体等から同じ目的で補助金等を受けている場合はその額を除く。
 - ④美幌町暴力団の排除の推進に関する条例に定める暴力団に関係していないこと
2. 補助対象経費
 - 次の①～③全てに該当するものが補助対象になります。(消費税対象外)
 - ①新型コロナウイルス感染症の感染予防に効果がある対策
 - ②町内事業者からの購入又は施工によるもの
 - ③令和3年4月1日から令和3年9月30日までに購入、施工完了したもの

例: マスク、消毒液、消毒噴霧器などの「消耗品」、空気清浄機、加湿器、パーテーション、ロールスクリーンなどの「備品」、換気扇の設置などのリフォームやハイブリッド・光触媒コーティングなどの「対策費」が対象!
3. 補助金の額
 - 補助対象経費の2/3を補助します。(1,000円未満は切り捨て)
 - 補助金額は2万円から最大20万円。
 - ただし、消耗品については10万円を限度とする。
4. 留意事項
 - ①複数の事業展開、店舗を有している1個人(又は1法人)1回の申請とします。
 - ②店舗とは、商品やサービスを提供する場所で社会通念上「店」といわれるものとし、商店、理美容店、飲食店、外、整体、学習塾等とし、屋外に看板を掲げている店舗とします。
 - ③事務所とは、建設業、製造業、運輸業など業種は問わず、事務を行う施設とし、かつ接客スペースがあり、屋外に看板を掲げている事務所とします。
 - ④店舗、事務所の確認は写真で行いますが、必要に応じて現地確認をする場合があります。
 - ⑤新型コロナウイルス予防への効果はメーカー(製品)のカタログ等で十分に確認して下さい
 - ⑥効果の確認のため、カタログ等の提出を求める場合があります。なお、効果が認められない場合は補助金は該当しません。

申請書は美幌商工会議所窓口へ備え付けておきますので、窓口までお越し下さい。

※申請受付は令和3年9月30日まではです。

美幌町新型コロナウイルス対策事業継続支援金のご案内

- (3) その他
 - ① 複数の事業展開をしていても1個人(又は1法人)1回の申請とします。
 - ② 令和2年2月23日以前から事業を行っていること。
 - ③ 個人事業者は前々年(令和元年)の収入のうち、事業に伴う収入が全収入の2/3を超えていること。
 - ④ 個人事業者はその事業収入で生計を維持していること。(令和2年度住民税の被扶養者(配偶者特別控除の対象者も含む)となっていないこと。)
 - ⑤ 美幌町暴力団の排除の推進に関する条例に定める暴力団に関係していないこと。
2. 支給額
 - 町内の事業所に勤務する従業員の人数に応じて3区分とする。従業員は年間給与支払額80万円を超えるものを1人とする。

従業員	3人以上: 30万円	2人以下: 20万円
	従業員がいない: 10万円	

申請書は美幌商工会議所窓口へ備え付けておきますので、窓口までお越し下さい。

※申請受付は令和3年6月30日まではです。

新型コロナウイルス感染拡大で影響を受けている中小企業の皆様へ

新型コロナウイルス感染拡大で影響を受けている中小企業の皆様へ

1. 給付対象要件
 - 中小企業者で下記(1)から(3)に該当する中小企業者(個人、法人)ただし、町から指定管理や委託業務等を主としている者は除く
 - (1)対象事業者
 - 法人は美幌町内に事務所又は店舗等がある事
 - 個人事業者は美幌町内を拠点とし事業を行っていること
 - (2)売上減少率
 - 新型コロナウイルス感染拡大により、令和2年10月から令和3年3月までの6か月間の合計売上が前年同期間比で40%以上減少していること。(令和2年3月にコロナの影響で売上が減少している場合は令和2年10月から令和3年2月までの5か月間の合計売上とする。)

申請書は美幌商工会議所窓口へ備え付けておきますので、窓口までお越し下さい。

※申請受付は令和3年6月30日まではです。